

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市高水ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

周南市高水ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第5条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第12条第1項中「第7条」を「第4条」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

別表第1から別表第3までの規定中「第12条」を「第9条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前までに、改正前の周南市高水ふれあいセンター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市高水ふれあいセンター条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(参 考)

周南市高水ふれあいセンター条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(管理)</u></p> <p><u>第3条</u> 市長は、高水ふれあいセンターの管理を周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。</p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p><u>第5条及び第6条</u> <u>削除</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 高水ふれあいセンターを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、入浴館の使用については、入浴利用券を購入した時点においてその使用を許可したものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>教育委員会</u>は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただ</p>	<p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条</u> 高水ふれあいセンターを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、入浴館の使用については、入浴利用券を購入した時点においてその使用を許可したものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条</u> <u>市長</u>は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。ただし、第5</p>

現行	改正案
<p>し、第5号の場合において、<u>教育委員会</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物及び附属施設を<u>き損</u>するおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可条件)</p> <p><u>第9条</u> <u>教育委員会</u>は、高水ふれあいセンターの管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第11条</u> <u>教育委員会</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>号の場合において、<u>市長</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物及び附属施設を<u>毀損</u>するおそれがあるとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可条件)</p> <p><u>第6条</u> <u>市長</u>は、高水ふれあいセンターの管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> <u>市長</u>は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現行

(3) 教育委員会の指示に従わないとき。

(使用料)

第12条 第7条の許可を受けた者で、高水ふれあいセンター本館の利用者は別表第1及び別表第2に定めるところにより、使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

(使用料の減額又は免除)

第13条 (略)

(使用料の還付)

第14条 (略)

(原状回復等)

第15条 利用者は、高水ふれあいセンター本館の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合はこの限りでない。

改正案

(3) 市長の指示に従わないとき。

(使用料)

第9条 第4条の許可を受けた者で、高水ふれあいセンター本館の利用者は別表第1及び別表第2に定めるところにより、使用料の合計金額を納付しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 (略)

(使用料の減額又は免除)

第10条 (略)

(使用料の還付)

第11条 (略)

(原状回復等)

第12条 利用者は、高水ふれあいセンター本館の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

現行

改正案

い。

(損害賠償)

第16条 使用者は、建物及び附属設備を汚損し、又は破損し、若しくは滅失したときは、教育委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第12条関係)

別表第2 (第12条関係)

別表第3 (第12条関係)

(損害賠償)

第13条 使用者は、建物及び附属設備を汚損し、又は破損し、若しくは滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第9条関係)

別表第2 (第9条関係)

別表第3 (第9条関係)